

令和5年度予防接種対象者年齢表

定期の予防接種(B類疾病)

種別	対象者	回数	備考
高齢者 インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者 	1回	
高齢者 肺炎球菌	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳: 昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生 ・70歳: 昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生 ・75歳: 昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生 ・80歳: 昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生 ・85歳: 昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生 ・90歳: 昭和 8年4月2日生～昭和 9年4月1日生 ・95歳: 昭和 3年4月2日生～昭和 4年4月1日生 ・100歳: 大正12年4月2日生～大正13年4月1日生 <p>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する者</p>	1回	<p>これまでに、23価肺炎球菌ワクチンを1回以上接種したものは、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。</p> <p>また、平成26年度から令和2年度の間定期接種として受けた者についても、同様に当該予防接種を定期接種として受けることはできない。</p>

※ 予防接種通知時に、坂出市に住民登録のあるかたに個人通知を行います。